

豊島区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

- (1) 「子どもの医療費の助成に関する事務」、「ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務」、「児童育成手当の支給に関する事務」について、公的給付支給口座情報の連携を可能とするため、規定を追加する。
- (2) 「産後サポーターの利用料の助成に関する事務」について、育児支援ヘルパー事業と統合したため、該当の規定を削除する。

2 改正内容

- (1) 別表第2に次のように加える。

対象事務（改正箇所）	連携する特定個人情報
豊島区子どもの医療費の助成に関する条例による医療証の交付又は医療費の助成に関する事務	・ 公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
豊島区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療証の交付又は医療費の助成に関する事務	・ 公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの
豊島区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務	・ 公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの

- (2) 別表第1の第16項及び別表第2の第36項を削除する。

対象事務（改正箇所）	連携する特定個人情報
産後サポーターの利用料の助成に関する事務	・ 地方税関係情報 ・ 生活保護関係情報

3 施行期日

- (1) 子どもの医療費の助成に関する事務、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務、児童育成手当の支給に関する事務
令和5年6月1日
- (2) 産後サポーターの利用料の助成に関する事務
公布の日